

薬生発第 0726 第 1 号
令和 3 年 7 月 26 日

事業実施者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長

令和 3 年度（令和 2 年度からの繰越分）薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業（ICT を活用した業務等に係る薬剤師の資質向上）の実施について

標記事業について、別紙「令和 3 年度（令和 2 年度からの繰越分）薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業（ICT を活用した業務等に係る薬剤師の資質向上）実施要綱」のとおり定めることとしたので、御了知の上、事業を円滑に運用されたい。

別 紙

令和3年度（令和2年度からの繰越分）薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業（ICTを活用した業務等に係る薬剤師の資質向上）実施要綱

第1 目的

情報通信技術の進展や高度化を踏まえ、改正薬機法においてオンライン服薬指導を一定の要件の下で認めることとしたほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために情報通信技術（ICT）をこれまで以上に活用することが求められている。

医療の安全を確保したうえで、薬剤師がオンライン服薬指導等のICTを活用した業務を適切に対応するために必要な知識及び技能等の調査・検討を実施するとともに、これらを薬剤師が習得可能とするために必要な研修内容・方策等についても検討を行うことにより、最新のICT技術に対応した薬剤師を養成することを目的とする。

第2 事業実施者

本事業の実施者は以下の全ての要件を満たす法人とする。なお、事業実施者は事業の一部を再委託することができる（事業実施の計画及び策定を除く）。

- （1）公益法人又は公益性を有する活動を実施しているものとして認められる法人であること。
- （2）本事業を適切に実施できる能力を有する法人であること。
- （3）本事業の実施及び運営について、幅広い知見と経験を有していること。
- （4）医療や薬学教育について、幅広い知見と経験を有していること。

第3 事業内容

1 実施すべき事業について

（1）事業の実施体制

事業実施者が、上記第1の目的及び下記（2）～（4）を踏まえ、薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業（ICTを活用した業務等に係る薬剤師の資質向上）の具体的な実施内容を含む実施計画書（任意様式）を策定し、計画に沿って本事業を実施すること。

(2) ICT 活用業務に必要な知識、技能等の調査・検討及び研修プログラムの策定

薬剤師が ICT を活用した業務を適切に対応するために必要な知識及び技能等の調査・検討を踏まえ、薬剤師が ICT を活用した業務を行うにあたって、身につけておくべき知識及び技能を習得するための研修プログラムを策定する。

具体的な研修プログラムとしては、オンライン服薬指導、オンライン資格確認等システム、電子版お薬手帳等の ICT を活用した業務について、① ICT を活用した業務に関する制度（薬機法等）、② ICT を活用する際のセキュリティ及び実施にあたり配慮すべき事項（個人情報の保護を含む）、③ ICT を活用した業務を効果的に行うための方法等、に関する研修内容が想定される。

(3) 研修プログラムによる研修の実施及び研修プログラムの公開

(2) で作成した研修プログラムに基づき研修を実施するとともに、本研修プログラムの妥当性・有用性等について調査・検討し、課題に対応した改善を行うこと。また、オンラインでの e-learning 形式により多くの薬剤師が広く受講できる体制を整備し、改善後の研修プログラムを公開することにより、次年度以降の研修にも活用可能とすること。

(4) 最終報告書の作成及び実施成果等の情報発信

本事業の実施後、事業の実施計画書及び実施結果、並びに研修プログラムを含む最終報告書（任意様式）を作成すること。

さらに、事業の実施成果等について、以下のような方法で情報発信を行うこと。情報発信の時期については、令和 4 年度以降となっても差し支えないが、その際は、実施する情報発信の内容を報告書に記載すること。

- ・ホームページへの掲載等による報告書の情報発信
- ・地域の薬剤師会等の研修会での発表、広報誌への掲載
- ・医学薬学等に関する学会における発表や学術論文の投稿

2 留意事項について

本事業の実施者は、以下の点に留意して事業を行うこと。

- (1) 事業の実施に当たっては、令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）「オンライン服薬指導を実施する薬剤師に必要な研修プログラムに関する研究」（研究代表者：亀井美和子帝京平成大学薬学部教授）の研究成果を踏まえて実施すること。
- (2) 本事業の実施期間中、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課の求めに応じて、事業の進捗状況等を報告すること。また、事業の実施状況に関して厚生労働省が確認を行う場合があるため、その際には協力すること。

第4 その他の事務手続きについて

- 1 上記第3 1 (1) で作成した実施計画書については、令和3年度（令和2年度からの繰越分）薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業費（ICTを活用した業務等に係る薬剤師の資質向上）補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）で定める事業計画書に添付すること。
- 2 上記第3 1 (4) で作成した報告書については、交付要綱で定める実績報告書に添付すること。
- 3 本事業の実施に際し、疑義が生じた場合には、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課と相談すること。

第5 実施期間

本事業の実施期間は基準額通知の発出日以降の実際に事業を開始する日とし、事業終了予定期日は、当該年度の3月31日までの日とする。

第6 経費負担等

国は予算の範囲内で、交付要綱により交付するものとする。

第7 適用時期

この要綱は、令和3年7月26日より適用する。